

【資料 1】

景観まちづくり賞の運用について

【① 募集を工夫】

・景観まちづくり賞の募集で、応募候補について審議会委員から市へ情報提供をいただくほか、関係窓口で募集案内をするなど、告知の仕方などを工夫し、より多くの応募を募る。

【② 表彰する数を限定】

・表彰の数を例えば 1 点に限定することで、選定により落選のケースもあることが明確となり、また、よりすぐれたものが表彰されることで、表彰への重みを増す。

落選した方は、引き続き魅力的な景観の創出にご貢献いただくことで、次回を受賞を目指していただくことを促す。

【③ 開催の周期】

・景観まちづくり賞は 1 年おきの開催とする。これにより、応募の増加を図ると共に、表彰制度の継続性を高める。

表彰の次の年は、景観審議会が推薦する佐倉の魅力具备了景観を発信する。

<例>

H31	H32	H33	H34	H35	H36	…
審議会推薦	表彰	審議会推薦	表彰	審議会推薦	表彰	…

【④ 景観審議会が推薦する佐倉の景観を発信】

・表彰対象が不特定な、表彰がしにくい風景などの景観は、景観審議会が推薦する景観として、また、佐倉の魅力具备了景観として市内外に発信していく。

少しずつ発信をし、継続していくことで、発信する景観を追加していくイメージ。

また、審議会から推薦された景観は、さらに守っていきたい景観として保存・整備へと繋げていきたい。